

【「経済財政運営と改革の基本方針2019」における記載】

社会人学生等が柔軟に履修期間・内容を選択できるよう、早期卒業・長期履修制度や単位累積加算制度の活用を促進する。全ての大学院が入学前や他大学院での学修を活用して単位累積加算的に学位授与を行うための方策を検討し、大学・大学院での学位取得の弾力化を進める。

リカレント教育に関連した現状の制度

■ 入学前の修得単位の認定

- ・ 入学前に他大学において修得した単位等を、当該大学の卒業・修了要件単位として認定可能
- ・ 認定可能な単位数の上限は、
学部：60単位（卒業要件は124単位以上）
大学院（修士・博士）：10単位（修了要件は30単位以上）
専門職大学院（法科大学院以外）：修了要件の1/2（教職大学院の修了要件は45単位以上、その他の分野は30単位以上）
専門職大学院（法科大学院）：30単位（修了要件は93単位以上）

■ 早期卒業・修了 ※専門職大学院において同種の規定はない

- ・ 学部：大学に3年以上在学し、卒業要件を優秀な成績で修得した学生は、早期卒業が可能
- ・ 修士：大学院に1年以上在学し、優れた業績を上げた学生は、早期修了が可能
- ・ 博士：大学院に3年以上（修士課程含む）在学し、優れた研究業績を上げた学生は、早期修了が可能

■ 修業年限の短縮 ※大学院（修士・博士）において同種の規定はない

- ・ 学部、専門職大学院においては、当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、入学前に修得した単位（入学資格を有した後修得したものに限り）等を勘案して、修業年限に通算する（在学したとみなす）ことが可能
- ・ 通算可能な期間は、
学部：修業年限の1/2を超えない範囲
専門職大学院（法科大学院以外）：標準修業年限の1/2を超えない範囲（ただし、一年以上の在学が必要）
専門職大学院（法科大学院）：1年を超えない範囲（当該大学院で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者も認められる）

■ 標準修業年限の特例

- ・ 大学院（修士・博士）、専門職大学院（法科大学院を除く）においては、主に実務経験を有する学生を対象に、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないときは、標準修業年限を1年以上2年未満に設定可能

（参考）その他のこれまでの制度改正等

【長期履修制度】（学部・修士・博士：H14年、専門職：H15年）

- ・ 学生の事情により、標準修業年限（学士課程は4年等）を超えた長期の課程の履修が可能に。

【履修証明制度】（学部・修士・博士・専門職：H19年）

- ・ 在学生以外の者が大学において一定の学修を行った場合に、学校教育法に基づく履修証明書が交付可能に。

【履修証明制度の総時間柔軟化】（学部・修士・博士・専門職：H31年）

- ・ 総時間数が60時間以上120時間未満の履修証明プログラムを開設可能に。

【履修証明制度への単位授与】（学部：R1年予定）

- ・ 履修証明制度に係る学修のうち、大学等が認めたものについて単位授与が可能に。

【学修証明書の交付】（学部・修士・博士・専門職：R1年予定）

- ・ 大学の正規の学位課程において、体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生又は科目等履修生に対し、学修証明書を交付可能に。

【参考】関係法令（抜粋）：入学前の修得単位の認定①

■入学前の修得単位の認定

○大学設置基準

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 (略)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

○大学院設置基準

第十五条 (略) 他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定（略）については、大学設置基準（略）第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項（略）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、（略）「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、（略）読み替えるものとする。

【参考】関係法令（抜粋）：入学前の修得単位の認定②

○専門職大学院設置基準

第十三条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 (略)

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第二十八条 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該教職大学院に入学した後の当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第二項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

【参考】関係法令（抜粋）：早期卒業・修了

■早期卒業・修了

○学校教育法

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（略）以上在学したもの（略）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

○大学院設置基準

第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

第十七条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年（略）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2・3 （略）

【参考】関係法令（抜粋）：修業年限の短縮

■ 修業年限の短縮

○ 学校教育法

第八十八条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

○ 学校教育法施行規則

第四百四十六条 学校教育法第八十八条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条第一項又は短期大学設置基準第十七条第一項に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第九十条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

○ 専門職大学院設置基準

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

第二十四条 法科大学院は、第二十二条第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 （略）

第三十条 教職大学院における第十六条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第十四条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」と読み替えるものとする。

【参考】関係法令（抜粋）：標準修業年限の特例

■ 標準修業年限の特例

○ 大学院設置基準

第三条 1・2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

○ 専門職大学院設置基準

第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあつては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあつては当該期間を超える期間とすることができる。

2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

第二十六条 1・2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とすることができる。

4 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。